

会 員 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動 定款（以下「定款」という）第 6 条、第 7 条第 2 項、第 8 条及び第 9 条に基づいて、会員の会費並びに入会及び退会について定める。

(会員の範囲と義務)

第 2 条 会員は、定款第 6 条に定める種別の通りとし、定款第 8 条の規定により、本規程第 3 条の会費を毎年納入しなければならない。

(会費)

第 3 条 本法人の会費は次の通りとする。

- | | | |
|----------|-------|----------------|
| (1) 運営会員 | | 30,000 円（一口/年） |
| (2) 賛助会員 | 個人の場合 | 3,000 円（一口/年） |
| | 団体の場合 | 10,000 円（一口/年） |

2. 前項の会費は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 か年の会費をいう。

第 2 章 入会手続き

(入会の申込み)

第 4 条 入会を希望する者は、本法人の発行する定型の振込用紙に定められている必要事項を全て記入し、その用紙を用いて前条所定の会費を振込むことによって完了する。

2. 前項の振込みに代えて、必要事項を記入した振込用紙を添付して、現金書留によって送金をした場合、または本人もしくはそれに代わる者が直接、事務局に持参した場合も同じとする。

3. 前項の場合に、振込用紙の送付または持参と現金の送付または持参が前後して行われたときは、後の発送または持参をもって完了とする。

(入会期日)

第 5 条 前条によって、入会の申込みを行った者は、事務局が申込書を受領し入金を確認することを条件に、申込みの完了をした日（送金の場合は金融機関の取扱年月日、持参の場合は持参した日）をもって入会したものとみなす。

(名簿登録)

第 6 条 事務局によって、前条第 1 項に定める申込書を受領と入金の確認がなされたときは、直ちに当該会員の名前、住所、電話番号、運営会員、賛助会員（個人・団体）の別、口数、紹介者、活動参加都道府県名等の必要事項を会員名簿に記入しなければならない。

2. 事務の遅滞または不手際による名簿への不掲載は、会員の資格取得に影響することはない。

第3章 退会手続き

(退会)

第7条 会員は理由の如何を問わず、退会届を事務局に提出して、いつでも退会することができる。

(退会の申し出)

第8条 退会を希望する者は、退会届を作成し、これを事務局に送付または持参することによって退会の申し出を完了する。

2. 退会届の様式は文書をもって作成することの他、特にこれを定めない。 3. 前項の退会届には、本人の意思であることを確認するために、退会する旨とその理由の記載、並びに当該会員の名前、住所、及び記名捺印を求めることとする。

(退会期日)

第9条 前条によって、退会の申し出を行った者は、事務局が退会届を受領することを条件に、退会の申し出の完了した日（送付の場合は消印の日付、持参の場合は持参した日）をもって退会したものとみなす。

(名簿削除)

第10条 事務局によって、前条に定める退会届の受領がなされたときは、直ちに当該会員の名前を名簿から削除しなければならない。

2. 事務の遅滞または不手際によって前項の削除がなされず、名簿への掲載が継続された場合であっても、退会期日以降に会員の資格が生ずることはない。

第4章 資格の喪失

(資格喪失の期日)

第11条 定款第9条第2号から第4号までに定める事由で会員の資格が喪失する場合の期日は以下の通りとする。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または賛助会員である団体が消滅した場合は、それぞれ本人の死亡、失踪宣告を受けた日または団体の消滅した日とする。
- (2) 継続して半年以上会費を滞納した場合は、半年が経過した日とする。
- (3) 総会の議決によって除名された場合は、その決議の日とする。

(資格喪失後の更新)

第12条 前条第2号によって資格を喪失した者が、当該年度内（3月31日まで）に、更新の意思表示に併せて会費の納入を行ったときは、再入会の申込みを行ったものとみなす。

第5章 会員資格の特例

(終身会員)

第13条 平成19年3月31日までに、賛助会費を一括して150,000円以上納入した者が、定款並びに本規程に定める申し込み手続きを完了し、生涯にわたって本法人の賛助会員であることを希望した場合には、その者を終身の個人賛助会員（以下「終身会員」という）として扱う。

2. 終身会員の資格は、個人賛助会員と同じとする。

附 則

1. この規定は、特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動が成立した日より施行する。
2. この改正された規定は、平成13年5月7日から施行する。
3. この改正された規程は、平成19年4月1日から施行する。